

2020年9月3日  
株式会社 山梨中央銀行

## 「未利用口座管理手数料」の導入に伴う規定の新設および改定について

未利用口座管理手数料の導入につきましては、2020年3月24日（火）、当行ホームページにてお知らせいたしました。

今般、未利用口座管理手数料の導入に伴い、下記のとおり「未利用口座管理手数料規定」の新設および「普通預金規定」・「総合口座規定」を改定いたします。

なお、「未利用口座管理手数料規定」は、2020年10月1日（木）以降に普通預金口座・総合口座を新規開設いただいたお客さまから適用されます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料規定の新設

##### （1）制定日

2020年10月1日（木）

##### （2）内容

[未利用口座管理手数料規定](#)

#### 2. 普通預金規定、総合口座規定の改定

##### （1）改定日

2020年10月1日（木）

##### （2）内容

###### ① 普通預金規定（下線部分が改定事項）

普通預金規定に未利用口座管理手数料条項（第22条）を新設します。

改定前	改定後
1. ~21. (省略)	1. ~21. (同左)  <u>22. (未利用口座管理手数料について)</u> <u>2020年10月1日以降に開設された預金口座</u> <u>には、別に定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。</u>
<u>22. (規定の変更等)</u> (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	23. (規定の変更等) (同左)

② 総合口座規定（下線部分が改定事項）

総合口座規定に未利用口座管理手数料条項（第29条）を新設します。

改定前	改定後
1. ~28. (省略)	1. ~28. (同左)  <u>29. (未利用口座管理手数料について)</u> <u>2020年10月1日以降に開設された預金口座</u> <u>には、別に定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。</u>
<u>29. (規定の変更等)</u>  (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。  (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	<u>30. (規定の変更等)</u>  同左

③ 改定後の規定は、こちらからご確認いただけます。

[改定後の普通預金規定](#)

[改定後の総合口座規定](#)

3. 未利用口座管理手数料の概要

項目	内 容
対象口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年10月1日以降に新規開設いただいた普通預金口座（通帳レス口座を含みます）・総合口座</li> </ul> <p>※ただし、定期預金の預入がある総合口座、決済用普通預金口座は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>既存口座（2020年9月30日以前に開設いただいた口座）は対象外となります。</u></li> </ul>
条件 (右記の両方の条件を満たす場合に限ります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最後のお預け入れ（当該普通預金の利息入金を除きます）または払戻し（本件手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預入れまたは払戻しのない口座</li> <li>預金残高1万円未満</li> </ul>
手数料受領方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となった口座から口座振替により引き落しさせていただきます。</li> </ul>
手数料金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>年額1,200円（消費税等別）</li> </ul>
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座残高が本手数料金額未満の場合は、口座残高をもって、本手数料の一部として手数料を受領した後に自動に解約手続きをさせていただきます。</li> </ul>

以 上